

# NO! 酒気帯び操船

## 酒気帯び操船防止のガイダンス



### お酒を飲むと

動体視力が落ちる  
 視野が狭くなる  
 判断力が低下する  
 とっさの状況の変化に対応できなくなる






### 海難事故

## アルコールの摂取量と体内のアルコール濃度

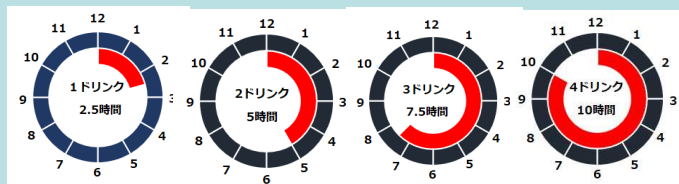
体内のアルコール濃度を測定するためには、摂取されるアルコール量を把握する必要があります。

純アルコール量は、飲酒量(ml) × アルコール度(%) × 0.8で計算できますが、分かりやすく飲酒量を把握するための単位として「ドリンク」(1ドリンク=純アルコール量10g)が使用されています。

2ドリンク相当のアルコール飲料は、次のとおりです。

	ビール	5%	中瓶1本	500ml
	日本酒	15%	一合	180ml
	ウイスキー	40%	ダブル1杯	60ml
	ワイン	12%	小グラス2杯	200ml
	焼酎	25%	コップ半分	100ml
	缶酎ハイ	7%	1缶	350ml

アルコールの分解能力は、  
 「1時間あたり アルコール4g」  
 「1ドリンクあたり 2.5時間」といわれています。



5ドリンク以上飲むと、半日たってもアルコールは分解されませんので注意しましょう。

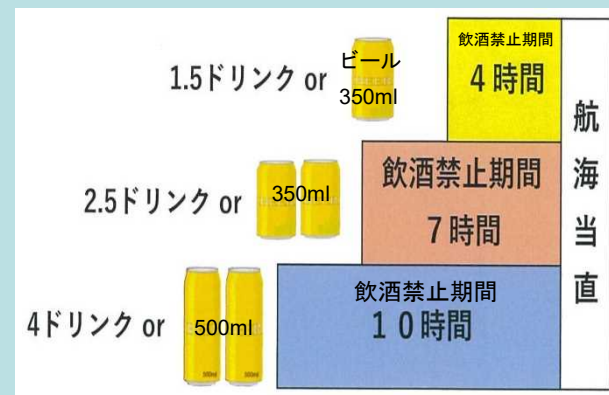
## 飲酒禁止期間と摂取可能なアルコール量

酒気帯び当直は、船員法で禁止されています。  
 酒気帯び当直を防止するため、各社において、以下を参考に飲酒禁止期間を設定しましょう。

なお、アルコールの影響は、体重、性別、体質、体調等によって異なることに留意してください。  
 また、船長については、船舶の安全確保のため、以下よりも長い時間を設定するようにしましょう。

当直(A)時間前から当直終了後までを飲酒禁止とする。  
 飲酒禁止期間前の飲酒量については、(B)以内とする。

(A) 飲酒禁止期間	(B) 摂取可能なアルコール量
4時間	1.5ドリンク 又は 缶ビール 350ml・1缶
7時間	2.5ドリンク 又は 缶ビール 350ml・2缶
10時間	4ドリンク 又は 缶ビール 500ml・2缶



## 海運会社において取り組むべき事項

- ・飲酒教育の定期的な実施
- ・飲酒管理方針の策定(飲酒教育、飲酒禁止期間の設定等を含む。)
- ・アルコール検査不合格者等に対する個別カウンセリングの実施、リハビリプログラムの提供
- ・船員の健康状態の把握(アルコール依存症の傾向など)

経営トップから現場まで一体となって、飲酒管理に取り組むようにしましょう。

飲酒管理は、船員の休息時間の行動を規制することになるため、方針の設定にあたっては、船員からの意見聴取を行い、船舶の運航実態を十分踏まえたものにしましょう。



## 飲酒教育の内容

次の項目を参考に飲酒教育を行うようにしましょう。

### すべての船員対象

1. アルコールの基礎知識
  - ・飲酒量の単位
  - ・アルコールの分解所要時間
  - ・酒との付き合い方、節度ある飲酒量
  - ・寝酒の危険性(習慣化、睡眠の質の低下)
2. アルコールが業務等へ与える影響
  - ・船舶の運航遅延、休止
  - ・船員の生活習慣病リスクの増大
3. 船舶における不適切な飲酒事案、飲酒関連の事故例
4. 飲酒に関する基準
5. アルコール検査(※当直者以外は省略可)
  - ・検知器の使用法
  - ・保守管理方法
  - ・結果の記録・保存

### 管理者(運航管理者、船長)対象

- 上記1～5に加えて、
6. 検査に不合格になった場合の取り扱い(プライバシーの保護を含む)
  7. 飲酒対策の必要性、飲酒管理の方法

船員は、海上労働の特殊性によりストレスがたまりがち。一方、船内ではストレス解消の手段が少ないため、飲酒量が増加してしまいがち。飲酒以外のストレス解消法やストレスをためない工夫をみつけるようにしましょう。

発行元: 国土交通省海事局安全政策課  
協力: 船員災害防止協会

【令和2年4月改訂版】

## 船員の飲酒に関する基準

### ○ 船員法施行規則

#### (航海当直の実施)

#### 第3条の5

② 前項第2号に掲げる船舶以外の船舶の船長は、航海当直をすべき職務を有する者に対し、酒気帯びの有無について確認を行うとともに、**当該者が酒気を帯びていることを確認した場合には、当該者に航海当直を実施させてはならない。**

※ 令和2年4月1日から平水区域を航行区域とする船舶(漁船を除く。)についても酒気帯び当直が禁止されることになりました!

### ○ STCW条約

#### B-8-1節 任務への適合に関する指針

8 自社の品質管理制度の一部として若しくは船員に適切な情報又は教育を与えるなどの方法により、会社は、船員に対して**当直任務につく前4時間以内でのアルコールの飲用を禁止**することを含む、薬物及びアルコールの乱用防止を明確に謳った書面による方針の実施を検討しなければならない

**アルコール濃度の数値に拘わらず、酒気帯び状態での航海当直業務は禁止されています。**

自社の安全管理規程等において、アルコール検査の方法、結果の記録等がどのように規定されているか確認しておきましょう。

船の飲酒対策の詳細については、**海運分野の飲酒対策に関する検討会**のホームページへ



[http://www-vip.mlit.go.jp/maritime/maritime\\_tk6\\_000027.html](http://www-vip.mlit.go.jp/maritime/maritime_tk6_000027.html)